

水道のことは水道局まで ☎ 83-4111

# 水とくらし

## ○鉛製給水管についての取り組み

鉛製給水管は、旧小野田地区で昭和 56 年ごろまで、旧山陽地区で昭和 63 年ごろまで使用されていました。近年、水道水の安全性から、新たに給水管を引き込む際は、鉛製給水管の使用を禁止しています。水道局では鉛製給水管への取り組みとして、配水管改良工事や漏水修繕工事の際に、新しい管に取り替えています。



## ○鉛製給水管を使用する水道水は大丈夫？

水道水中の鉛濃度の水質基準は、1 ℥あたり 0.01mg 以下と定められ、通常の使用については、水質基準に適合しているので問題ありません。念のため、鉛製給水管を使用するご家庭は、朝一番に使用する場合や長期間水道水を使用しなかった場合、使い始めの水道水(バケツ 1 杯程度)を飲み水以外で使用してください。

## ○悪質業者や偽職員にご注意ください！

水道局では、浄水器の販売や依頼のない水質検査・修繕・水管の洗浄など、一切行っていないので、くれぐれもご注意ください。

問水道局工務課給水係 (☎ 81-3969)